

提出が必要な方 → 別居している方

送金（仕送り）の被扶養者認定基準



別居している16歳以上の被扶養者

- ※ 別居とは住民票上別世帯となっていることを指します。
- ※ 以下の場合には下記の証明書を提出することで送金証明書免除

送金証明書
が必要な
被扶養者

被扶養者の状況		必要書類
a	被保険者の業務命令の転勤による別居 ※転勤のために被保険者が転居した場合	転勤証明書
b	16歳以上の子で学生（※1）	在学証明書（原本） 学生証（写）（※2）
c	養護施設入居	入居証明書（原本）

以下、①～③すべての基準を満たすこと

送金基準

- 被扶養者の収入（現況届記載の収入金額）よりも、多い金額を仕送りしている
 - ▼ 無収入の場合：48万円以上
 - ▼ 収入がある場合：年間収入（現況届記載）よりも多い金額
 - ※被扶養者の収入が年間48万円未満の場合でも、年間48万円以上の仕送りが必要
- 必ず以下の内容が確認できる証明書であること
 - ▼ 送金人が被保険者（本人）であること
 - ▼ 受取人が被扶養者（家族）であること
 - ▼ 送金日
 - ▼ 送金金額
- 第三者が確認できる方法（口座振込等）であること
 - ※手渡しは認められません

（※1）国民年金保険料免除の対象となる学生を基準とする

（※2）学校名（学校住所）・学生の氏名・有効期限の記載があるもの

証明書見本

⇒証明書は添付されている送金額申告書の裏面に貼付して提出してください。

銀行ATMの明細書（見本）

ネット振込の明細書（見本）

A ☆☆おまご 振込入金☆☆
お振込金額 ￥75,000
振込手数料 ￥440

B お受取人は
普通 様

C お取扱日 2. 5. 15 電信振込

銀行

B 出金口座 銀行 支店 普通

依頼人名 被保険者名

振込先口座 銀行 支店 普通

被扶養者名

A 振込金額 100,000円

C 振込開始日（初回振込日） 2020年07月27日

振込日（休日の場合）

- 送金額が送金基準を満たしているかの確認をします
※必要な送金額については次ページ参照
- 「受取人が被扶養者であること」「振込人が被保険者であること」を確認します
- 振込年月日より何月の振込分かを確認します

重要!

【留意事項】

- * 別居している被扶養者については、毎年送金実績の確認を行いますので、最低1年間分の送金証明書を保管しておいてください。
- * 必ず、「送金額申告書」に「送金状況」を記入してください。
- * 銀行振り込みの場合、振込依頼書、払込票、利用明細書、通帳の写し等での受付が可能です。（通帳の写しを提出する場合、二人分の通帳の写し（それぞれの表紙と記帳内容）が必要）
- * 現金書留の場合は、郵便局からもらう控え（上記「送金基準②」の項目が記載されているもの）をご提出ください。



「送金証明書」に関するよくある質問

Q 被保険者の口座から被扶養者が定期的に引き落とす方法で現金のやり取りをしている為、送金証明書を用意できません。



A 1つの口座での現金のやり取りは、第三者から確認できる方法ではないため、認められません。
口座振込等、左記の「送金基準②」の項目がすべて確認できる方法に変更し、送金証明書をご用意ください。

※送金証明書をご提出いただけない場合、被扶養者の条件を満たしているかの確認ができない為、扶養削除の対象となる場合がございますのでご注意ください。

Q 両親に送金を行う際、2名分の送金額をまとめて1つの口座に振り込んでもいいですか？

A 被保険者が、被扶養者それぞれ（この場合、父親と母親）の生計を維持していることを確認させていただきますので、両親それぞれに、送金を行ってください。

Q 送金は定期的に行っていますが、1回分の送金証明書を紛失してしまいました。紛失した分は貼付せず提出しても問題ないでしょうか？

A 送金申告書裏面「証明書貼付台紙」の紛失した年月欄にその旨を記入し、貼付できる分を提出してください。